平成２４年（フ）第６０５号
神戸市灘区徳井町５丁目４番９号　マエタケマンション301
債務者　岡田　正敏
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９２号
神戸市中央区野崎通２丁目２番13―115号、従前の住所神戸市北区大原３丁目17番地の１
債務者　丸山　幸子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１５号
神戸市須磨区若草町１丁目２番地の５　グランドパレス上須磨301号
債務者　中谷　　潔
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１号
熊本県玉名市横島町横島10020番地
債務者　末永　秋一
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第６７号
熊本県玉名郡和水町瀬川2385番地
債務者　平　　博文
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第１０７号
山口県下関市彦島西山町３丁目４番45号
債務者　東野　治樹
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
青森県八戸市吹上３丁目17番12号　高屋敷住宅２号、前住所青森県三戸郡南部町大字小泉字上舘野30番地３
債務者　夏堀　貴子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第１５７号
栃木県足利市駒場町728番地２　グランドールＫⅡ202
破産者　橋本　弘幸
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第９０号
茨城県つくば市花畑１―９―40　花畑ハイツ203、住民票上の住所茨城県かすみがうら市深谷2592番地４
破産者　松澤　明美
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第６６９号
さいたま市大宮区北袋町１丁目289番地２303号
破産者　松本　　晃
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８２号
さいたま市見沼区東大宮３丁目14番地46　松田マンション103号
破産者　岩本　幸恵
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５２号
さいたま市大宮区上小町1272番地　コーポ上小103
破産者　臼井　知実
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５３号
さいたま市大宮区上小町1272番地　コーポ上小103
破産者　臼井千恵子
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
茨城県稲敷郡美浦村大字大塚768番地４
破産者　成塚　明子
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第７６９号
埼玉県志木市中宗岡３丁目５番１号　メゾン榎本201号、旧住所埼玉県志木市中宗岡３丁目４番21号
破産者　内川　賀雄
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
福島県郡山市富久山町八山田字三宝坦31番地の１　ラフィネＳＫＭⅠ203号
破産者　武臣　哲男
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
茨城県稲敷郡美浦村大字興津494番地
破産者　陣内　　孝
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４号
茨城県常総市中妻町578番地２
破産者　高野　裕幸
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１１号
茨城県筑西市辻1388番地１
破産者　小林　好美
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５８４号
埼玉県川口市柳根町29番27号
破産者　矢作美登江
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
埼玉県戸田市早瀬２丁目19番10号　松原ビル402号室
破産者　北川　良治
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３７号
埼玉県川口市北原台１丁目12番21―207号　エマーユ東川口
破産者　西山　由美
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係